

令和8年度 資金調達伴走支援事業「ファイナンス」業務委託仕様書

第1 目的

公益財団法人佐賀県産業振興機構さが産業ミライ創造ベース（以下、「RYO-FU BASE」という。）は、これまでビジネスプランコンテストや「Startup Launch 事業化補助」、Startup の聖地 SAGA 推進事業「Startup Ecosystem SAGA」等の施策を通じて、市場環境の変化に応じた新たな製品やサービスの創出に積極的に挑戦する企業や起業家、その予備軍（以下「スタートアップ」という。）の発掘及び成長支援に取り組んできた。

その結果、ビジネスプランの確立及び事業開始を果たしたスタートアップが出てきた一方で、スマートビジネスにとどまり、VC や CVC、エンジニア投資家、金融機関等（以下「VC 等」という。）からの成長マネーの調達につながっていない。これは佐賀県が都市部と比較して資金調達チャネルが限られていることや、そもそもそうした資金調達を目指す企業や起業家の数が少ないために周囲からの助言や支援を得にくい環境にあること、また、具体的な行動に移すための手段やノウハウが十分に共有されていないことが背景にあると考えられる。

については、県内スタートアップ等が「投資」や「融資」という調達手段をより身近に感じるとともに更なるスケールアップや、VC 等からの資金調達を目指すことができるよう支援するために資金調達伴走支援事業「ファイナンス」を実施する。

本事業を通じて、「佐賀は先進的かつ創造的であり、世界を目指せる起業環境がある」と、県内・外の起業家人材から起業の場として選択される「Startup の聖地」を目指す。

第2 業務内容

次に掲げる業務に取り組むこととし、事業の目的達成に向けた具体的な提案を盛り込むこと。

1 資金調達を目指す実質的な指導プログラム「ファイナンス」の企画・運営

資金調達について豊富な経験や知見をもつ経営者や VC 等による資金調達に向けた個別指導プログラムを実施する。対象は、事業のスケールを目指す又は成長の壁に直面している県内のスタートアップ等とし、メンター陣によるメンタリングや個別指導、現場での研修などを通じて、VC 等からの資金調達に資する真にスタートアップとなるような事業にブラッシュアップさせること。

スタートアップや県内で意欲的な新規事業展開に取り組んでいる企業関係者（以下、「県内スタートアップ等」という。）を確保することを目標とし、個別的・継続的なハンズオンでのメンタリングやコンサルティングを行うとともに、委託事業実施期間中に最低1回、参加者及びメンター陣相互の交流、学び合いによる成長支援プログラムを行うこと。本プログラムを通じて、VC 等からの資金調達が実現可能な案件を複数件掘り起こすことを目標とすること。実施に当たっては以下の点に留意すること。

- (1) 参加者の募集に当たっては、RYO-FU BASE が行う関係事業にて顕在化したスタートアップや大学及び、インキュベーション施設やコワーキング等の各種コミュニティにアプローチし、事業拡大に向けた資金調達の機会を求めている県内スタートアップ等に対し幅広く公募を行うこと。
- (2) 選考に当たっては、応募企業の参加目的、企業の事業内容等を記載させるためのエントリーシート等を作成するほか、選考会を企画・運営し、RYO-FU BASE とともに支援する県内企業等（以下、「採択した県内スタートアップ等」という。）の選考を行うこと。また、採択した県内スタートアップ等は令和8年6月末までに決定で

きるよう選考にあたってのスケジュールを設定すること。

- (3) 採択した県内スタートアップ等が抱えている現状の課題を顕在化させ、乗り越えられるようなサポートを得意とするメンター陣による個別メンタリングを実施すること。
- (4) VC 等からの資金調達に資するビジネスプランの実現を念頭においたプログラム及びメンタリングを実施すること。
- (5) プログラム終了後においても、委託期間内は採択した県内スタートアップ等に対して定期的なメンタリングによる支援を実施すること。
- (6) RYO-FU BASE が実施する「起業・複業等人材育成事業（旧称：Startup Ecosystem SAGA）」、「ビジネスマッチング支援事業（旧称：Startup Connect+ SAGA）」、「プロモーション戦略強化支援事業（旧称：Startup Promote+ SAGA）」、「ビジネス成長支援人材活用事業（旧称：Startup Assign SAGA）」等の他のスタートアップ支援事業の受託者や関係者と連携を図り、相乗効果を生み出すよう努めること。
- (7) 県内の商工団体や支援機関はもとより、佐賀県産業スマート化センターやマイクロソフト AI&イノベーションセンター佐賀、佐賀県産業イノベーションセンター等とも十分な連携を図ること。
- (8) RYO-FU BASE に配置するスタートアップコンシェルジュについても県内スタートアップの育成支援を担うこととしており、適宜連携・協力のうえ、取り組むこと。
- 2 成果発信及び VC、金融機関等とのマッチングを目的としたイベントの企画・運営
採択した県内スタートアップ等が本事業をとおして得た成果やビジネスプランを県内外の VC や金融機関等に対して発信し、資金調達に資する出会いの場とするためのピッチイベントを事業期間中に最低 1 回開催すること。
ピッチイベントの内容や参加者は、受託者の知見やリソース、チャネルを活用し、資金調達に資するものを実施すること。
- 3 事業相談会・セミナー等の開催
RYO-FU BASE が実施する「起業・複業等人材育成事業（旧称：Startup Ecosystem SAGA）」、「ビジネスマッチング支援事業（旧称：Startup Connect+ SAGA）」、「プロモーション戦略強化支援事業（旧称：Startup Promote+ SAGA）」、「ビジネス成長支援人材活用事業（旧称：Startup Assign SAGA）」等の他のスタートアップ支援事業の採択者や「本事業（旧称：Startup Boost SAGA）」の過去採択者等を対象とした事業相談会を企画・運営すること。また、県内スタートアップ等を対象としたセミナー等を企画・運営することとし、内容に関しては資金調達に関する内容とすること。事業相談会及びセミナー等は事業期間中に、合わせて 6 回程度開催すること。

第3 事業の企画立案・実施に係る留意事項

- (1) メンタリングプログラム等の実施について
- ・ 参加者のとりまとめ、メンターとの調整やプログラム運営に必要となる業務、備品・消耗品等の調達、運営スタッフの派遣、会場の設営及び撤去、当日の開催記録等について、全て受託者の責任において行うこと。
 - ・ プログラムに対する事前・事後の問合せ対応など運営事務も担うこと。
- (2) 広報について
- ・ メンタリングプログラムの参加者を募るため、事前に一定以上の周知期間を確保するとともに、チラシ等の制作や各種広報媒体の積極的活用、県内事業所等への個別訪問なども行うこと。
 - ・ インターネット上に当事業専用のランディングページを設け、実施するプログラム

の開催周知や開催後のレポート等について必ず発信を行うこと。

その際には関係する写真や画像を用いる等、閲覧者に伝わりやすい情報発信を心掛けること。

- ・ 「起業・複業等人材育成事業（旧称：Startup Ecosystem SAGA）」及び「プロモーション戦略強化支援事業（旧称：Startup Promote+ SAGA）」の受託者と連携し、当該受託者が運営するウェブページなどで、事業の実施状況等について周知・広報を図ること。

（3）外部の機関との連携及び外部人材の活用

- ・ 当事業は県内における創業・スタートアップのいわば「苗床」となる仕組みを、地域の関係者の幅広い理解と協力の下、実効性があり、かつ持続可能なものとして構築していくことを目指している。受託者においても、こうした趣旨を踏まえ、地域の関係機関等との幅広い連携や活用に努めること。

第4 守秘義務

受託者は、受託者が委嘱する弁護士、公認会計士、税理士その他守秘義務を負担する専門家に対する場合を除き、業務に当たり知り得た企業秘密等を他に漏らしてはならない。

第5 事業の報告について

委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書をデータで提供するものとする。

第6 委託期間

契約締結の日から令和9年3月15日まで

第7 その他

- （1）本事業に関する事務は、受託者が行う。
- （2）受託者は、事業の実施状況について適宜 RYO-FU BASE に報告する。
- （3）受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、RYO-FU BASE に帰属するものとし、RYO-FU BASE は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は RYO-FU BASE に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- （4）制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととする。二次利用についても同様とする。
- （5）制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを RYO-FU BASE に報告し、受託者の責任と費用負担において解決するものとする。
- （6）本業務の委託料により受託者が購入した備品等は、RYO-FU BASE に帰属するものとする。
- （7）本事業の一部を第三者に再委託する場合には、あらかじめ RYO-FU BASE に対して、再委託する業務の内容、再委託先、再委託先に対する管理方法、その他必要な事項を報告し、承認を得ること。
なお、業務の統括に係る業務は、再委託を認めない。
- （8）受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護法（平成15年法律第57号）を順守しなければならない。

- (9) 本仕様書は、業務の内容について示すものであるが、業務の性格上、当然に実施しなければならないものについてはもちろん、この仕様書に記載のない事項であっても、RYO-FU BASE と受託者が協議して定めた事項についてはこれを順守し、業務の遂行に当たらなければならない。また、業務の実施に当たっては責任者を明確にし、RYO-FU BASE の職員等関係者と連絡を密にし、遗漏の無いようにすること。
- (10) 本事業のプログラム参加者等との間に発生したトラブルに対しては、受託者が責任をもって対処すること。
- (11) 他企業からの協賛を受けて事業を実施することも可能とするが、その場合、協賛企業に対して参加者の個人情報を提供しないこと。
- (12) 受託者は、本業務に係る契約の終了に伴い、他者に業務の引継ぎを行う必要があると RYO-FU BASE が判断した場合には、RYO-FU BASE の指示を仰ぎながら、利用者の利便性を損なわないよう、事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うものとする。なお、具体的な内容については、受託者と RYO-FU BASE の協議によることとする。